

土地収用法（昭和26年法律第219号）第45条の2の規定により、次のとおり収用の裁決手続の開始を決定したので、公告する。

令和元年10月29日

静岡県収用委員会

- 1 起業者の名称
静岡県及び沼津市
- 2 事業の種類
東駿河湾広域都市計画都市高速鉄道事業東海旅客鉄道東海道本線
- 3 裁決手続の開始を決定する土地の所在、地番、地目及び地積等
静岡県沼津市

所在	地番	地目		地積（㎡）			
		公簿	現況	公簿	実測	収用	使用
一本松字中原	333番1	畑	畑	966	966.88	注 940.19	—
一本松字中原	333番6	畑	畑	47	47.53	注 46.07	—
一本松字中原	334番1	畑	畑	428	428.61	注 417.01	—
一本松字中原	334番5	畑	畑	33	33.74	注 32.62	—

（注） 裁決手続の開始を決定する土地の区域は一筆の土地の一部であり、その区域は別添図面（図面省略）のとおりである。

- 4 土地所有者の氏名及び住所
久保田 豊 静岡県沼津市一本松363番地
- 5 土地に関して権利を有する関係人の氏名、住所及びその権利の種類
なし
- 6 裁決手続の開始を決定した年月日
令和元年10月24日

=====

土地収用法（昭和26年法律第219号）第45条の2の規定により、次のとおり収用の裁決手続の開始を決定したので、公告する。

令和元年10月29日

静岡県収用委員会

- 1 起業者の名称
静岡県及び沼津市
- 2 事業の種類
東駿河湾広域都市計画都市高速鉄道事業東海旅客鉄道東海道本線
- 3 裁決手続の開始を決定する土地の所在、地番、地目及び地積等

静岡県沼津市

所在	地番	地目		地積 (㎡)			
		公簿	現況	公簿	実測	収用	使用
一本松字中原	346番1	雑種地	雑種地	171	171.54	171.54	—

4 土地所有者の氏名及び住所

大通寺 代表役員 金子 強志 静岡県沼津市一本松62番地

5 土地に関して権利を有する関係人の氏名、住所及びその権利の種類

氏名	住所	権利の種類	
東京電力パワーグリッド株式会社	東京都千代田区内幸町一丁目1番3号	賃借権 使用借権	一本松字中原346番1
西日本電信電話株式会社	大阪府大阪市中央区馬場町3番15号	使用借権	一本松字中原346番1
大倉 弘範	静岡県沼津市富士見町8番6号	使用借権	一本松字中原346番1
蛭川 洋代	三重県津市久居桜が丘町1711番地31	使用借権	一本松字中原346番1
松尾 憲治	静岡県沼津市富士見町7番41号	使用借権	一本松字中原346番1
加藤 武	静岡県沼津市富士見町2番14号	使用借権	一本松字中原346番1
吉岡 賢治	静岡県沼津市富士見町13番4号	使用借権	一本松字中原346番1
鈴木 博治	静岡県沼津市富士見町12番20号	使用借権	一本松字中原346番1
押尾 吉一	静岡県沼津市富士見町9番17号	使用借権	一本松字中原346番1
不明 又は大通寺 代表役員 金子 強志	不明 又は 静岡県沼津市一本松62番地	使用借権	一本松字中原346番1

6 裁決手続の開始を決定した年月日

令和元年10月24日

=====

土地収用法（昭和26年法律第219号）第45条の2の規定により、次のとおり収用の裁決手続の開始を決定したので、公告する。

令和元年10月29日

静岡県収用委員会

1 起業者の名称

静岡県及び沼津市

2 事業の種類

東駿河湾広域都市計画都市高速鉄道事業東海旅客鉄道東海道本線

3 裁決手続の開始を決定する土地の所在、地番、地目及び地積等

静岡県沼津市

所在	地番	地目		地積 (㎡)			
		公簿	現況	公簿	実測	収用	使用
桃里字林添	284番5	墓地	墓地	5.63	5.63	5.63	—
桃里字林添	284番11	畑	畑	770	770.91	注749.38	—
桃里字林添	284番15	公衆用道路	公衆用道路	19	19.96	19.96	—
桃里字林添	284番19	墓地	墓地	50	50.13	50.13	—
桃里字林添	284番21	畑	畑	79	79.69	79.69	—
桃里字上原	284番1	畑	畑	959	959.43	959.43	—
桃里字上原	284番3	畑	畑	229	229.22	229.22	—

(注) 裁決手続の開始を決定する土地の区域は一筆の土地の一部であり、その区域は別添図面(図面省略)のとおりである。

4 土地所有者の氏名及び住所

西原 睦男 静岡県沼津市桃里295番地

5 土地に関して権利を有する関係人の氏名、住所及びその権利の種類

氏名	住所	権利の種類	
桃里水利組合	静岡県沼津市桃里309番地の1	使用借権	桃里字林添284番11 桃里字林添284番21
東京電力パワーグリッド株式会社	東京都千代田区内幸町一丁目1番3号	賃借権	桃里字上原284番3
		使用借権	桃里字上原284番1 桃里字上原284番3
西日本電信電話株式会社	大阪府大阪市中央区馬場町3番15号	使用借権	桃里字上原284番1 桃里字上原284番3
沼津市	静岡県沼津市御幸町16番1号	使用借権	桃里字林添284番15

6 裁決手続の開始を決定した年月日

令和元年10月24日

=====

土地収用法(昭和26年法律第219号)第45条の2の規定により、次のとおり収用の裁決手続の開始を決定したので、公告する。

令和元年10月29日

静岡県収用委員会

1 起業者の名称

静岡県及び沼津市

2 事業の種類

東駿河湾広域都市計画都市高速鉄道事業東海旅客鉄道東海道本線

3 裁決手続の開始を決定する土地の所在、地番、地目及び地積等

静岡県沼津市

所在	地番	地目		地積 (㎡)			
		公簿	現況	公簿	実測	収用	使用
桃里字林添	282番6	畑	畑	337	337.25	注 289.77	—
桃里字林添	282番9	公衆用道路	公衆用道路	8.03	8.03	8.03	—
桃里字林添	282番10	畑	畑	19	19.86	注 19.29	—
桃里字上原	282番1	畑	畑	363	363.92	363.92	—
桃里字上原	282番11	畑	畑	24	24.74	24.74	—

(注) 裁決手続の開始を決定する土地の区域は一筆の土地の一部であり、その区域は別添図面（図面省略）のとおりである。

4 土地所有者の氏名及び住所

土地登記簿名義人（亡）久松伊佐夫の法定相続人

持分3分の1 小池 里子 静岡県沼津市原662番地の5

持分3分の1 久松 孝久 静岡県沼津市一本松566番地の4

持分3分の1 久松 隆司 岐阜県可児市土田4034番地1 エミネンス・イトー207

5 土地に関して権利を有する関係人の氏名、住所及びその権利の種類

氏名	住所	権利の種類	
桃里水利組合	静岡県沼津市桃里309番地の1	使用借権	桃里字林添282番6 桃里字林添282番10
東京電力パワーグリッド株式会社	東京都千代田区内幸町一丁目1番3号	使用借権	桃里字上原282番1 桃里字上原282番11
西日本電信電話株式会社	大阪府大阪市中央区馬場町3番15号	使用借権	桃里字上原282番1 桃里字上原282番11
沼津市	静岡県沼津市御幸町16番1号	使用借権	桃里字林添282番9

6 裁決手続の開始を決定した年月日

令和元年10月24日

=====

土地収用法（昭和26年法律第219号）第45条の2の規定により、次のとおり収用の裁決手続の開始を決定したので、公告する。

令和元年10月29日

静岡県収用委員会

1 起業者の名称

静岡県及び沼津市

2 事業の種類

東駿河湾広域都市計画都市高速鉄道事業東海旅客鉄道東海道本線

3 裁決手続の開始を決定する土地の所在、地番、地目及び地積等

静岡県沼津市

所在	地番	地目		地積 (㎡)			
		公簿	現況	公簿	実測	収用	使用
桃里字上原	268 番 1	畑	畑	358	358.58	注 343.99	—
桃里字上原	268 番 9	畑	畑	10	10.76	注 10.27	—
桃里字上原	269 番 7	畑	畑、墓地	115	115.27	注 107.56	—

(注) 裁決手続の開始を決定する土地の区域は一筆の土地の一部であり、その区域は別添図面 (図面省略) のとおりである。

4 土地所有者の氏名及び住所

殿岡 修 静岡県沼津市桃里319番地

5 土地に関して権利を有する関係人の氏名、住所及びその権利の種類

氏名	住所	権利の表示	
		種類 (受付年月日・受付番号)	
南駿農業 協同組合	静岡県沼津市下香貫字上障子415番地の1	抵当権 (昭和56年11月26 日・第22839号)	桃里字上原268番1 桃里字上原269番7
桃里自治会	静岡県沼津市桃里510番地の1	使用借権	桃里字上原269番7
佐藤 正洋	静岡県沼津市吉田町23番8号	使用借権	桃里字上原268番1
佐藤 笑子	静岡県駿東郡小山町須走63番地の156	使用借権	桃里字上原269番7
不明 又は 殿岡 修	不明 又は 静岡県沼津市桃里319番地	使用借権	桃里字上原268番1 桃里字上原269番7

6 裁決手続の開始を決定した年月日

令和元年10月24日

=====

土地収用法 (昭和26年法律第219号) 第45条の2の規定により、次のとおり収用の裁決手続の開始を決定したので、公告する。

令和元年10月29日

静岡県収用委員会

1 起業者の名称

静岡県及び沼津市

2 事業の種類

東駿河湾広域都市計画都市高速鉄道事業東海旅客鉄道東海道本線

3 裁決手続の開始を決定する土地の所在、地番、地目及び地積等

静岡県沼津市

所在	地番	地目		地積 (㎡)			
		公簿	現況	公簿	実測	収用	使用
桃里字上原	267番1	畑	畑、墓地	205	205.18	注 197.31	—
桃里字上原	267番10	畑	畑	221	221.65	注 213.23	—

(注) 裁決手続の開始を決定する土地の区域は一筆の土地の一部であり、その区域は別添図面(図面省略)のとおりである。

4 土地所有者の氏名及び住所

持分2分の1 殿岡 修 静岡県沼津市桃里319番地

持分2分の1 (亡) 西原章の法定相続人

持分8分の1 西原 博允 静岡県沼津市桃里320番地

持分8分の1 西原 正通 静岡県沼津市桃里320番地

持分8分の1 羽切 俊之 静岡県沼津市花園町15番地の11

持分8分の1 植松 玲子 静岡県富士市伝法2700番地の1 ハイマート鈴喜B-102号

5 土地に関して権利を有する関係人の氏名、住所及びその権利の種類

氏名	住所	権利の種類	
古屋 明彦	静岡県富士市久沢889番地の25	使用借権	桃里字上原267番1
杉本 正勝	静岡県沼津市原781番地の8	使用借権	桃里字上原267番1
不明 又は (亡) 西原章の法定相続人 法定持分4分の1 西原 博允 法定持分4分の1 西原 正通 法定持分4分の1 羽切 俊之 法定持分4分の1 植松 玲子	不明 又は 静岡県沼津市桃里320番地 静岡県沼津市桃里320番地 静岡県沼津市花園町15番地の11 静岡県富士市伝法2700番地の1 ハイマート鈴喜B-102号	使用借権	桃里字上原267番1
轟谷 幸子	静岡県沼津市今沢490番地の6	使用借権	桃里字上原267番10
本堂 正	静岡県沼津市大平1511番地の8	使用借権	桃里字上原267番10
磯 博一	静岡県伊豆市八幡747番地の3	使用借権	桃里字上原267番10

小川 喜久代	千葉県市川市幸1丁目2番19号	使用借権	桃里字上原267番10
渡邊 勝宏	静岡県富士市伝法3081番地	使用借権	桃里字上原267番10
小川 芳隆	静岡県沼津市桃里461番地の2	使用借権	桃里字上原267番10
磯 あけみ	静岡県伊豆市八幡736番地	使用借権	桃里字上原267番10
杉山 英士	静岡県富士市中央町3丁目8番11号	使用借権	桃里字上原267番10

6 裁決手続の開始を決定した年月日

令和元年10月24日

=====

土地収用法（昭和26年法律第219号）第45条の2の規定により、次のとおり収用の裁決手続の開始を決定したので、公告する。

令和元年10月29日

静岡県収用委員会

1 起業者の名称

静岡県及び沼津市

2 事業の種類

東駿河湾広域都市計画都市高速鉄道事業東海旅客鉄道東海道本線

3 裁決手続の開始を決定する土地の所在、地番、地目及び地積等

静岡県沼津市

所在	地番	地目		地積 (㎡)			
		公簿	現況	公簿	実測	収用	使用
桃里字上原	246番1	畑	畑、雑種地	522	522.30	注 29.45	—
桃里字上原	246番6	畑	畑	254	254.26	注 24.85	—

(注) 裁決手続の開始を決定する土地の区域は一筆の土地の一部であり、その区域は別添図面（図面省略）のとおりである。

4 土地所有者の氏名及び住所

前嶋 春子 静岡県沼津市桃里342番地の2

5 土地に関して権利を有する関係人の氏名、住所及びその権利の種類

氏名	住所	権利の種類	
脇村 正紀	千葉県柏市大室1874番地の219	使用借権	桃里字上原246番1
川島 則夫	静岡県沼津市大岡2847番地の2	使用借権	桃里字上原246番1
前嶋 真吾	Wevelinghover Str. 4 40547Düsseldorf Germany	使用借権	桃里字上原246番1

高木 理文	静岡県御殿場市東田中三丁目11番3号	使用借権	桃里字上原246番1
井口 大	静岡県沼津市岡一色30番地の2 プリンスマンション沼津103号	使用借権	桃里字上原246番1
高安 洋一	静岡県沼津市末広町15番地 シティパル末広302	使用借権	桃里字上原246番1
井口 未央	静岡県沼津市岡一色30番地の2 プリンスマンション沼津103号	使用借権	桃里字上原246番1
井口 栄	静岡県沼津市岡一色30番地の2 プリンスマンション沼津103号	使用借権	桃里字上原246番1
諏訪部 修	静岡県沼津市下香貫八重18番地の1	使用借権	桃里字上原246番6
井口 昌彦	静岡県沼津市岡一色30番地の2 プリンスマンション沼津103号	使用借権	桃里字上原246番6
野上 史歩	静岡県富士市原田1261番地の1 タウンハウス滝川D棟	使用借権	桃里字上原246番6
五十嵐 博	静岡県沼津市五月町3番3号 吉乃マンション201	使用借権	桃里字上原246番6
中田 孝幸	静岡県沼津市岡一色761番地の12	使用借権	桃里字上原246番6
不明 又は 前嶋 春子	不明 又は 静岡県沼津市桃里342番地の2	使用借権	桃里字上原246番1 桃里字上原246番6

6 裁決手続の開始を決定した年月日

令和元年10月24日

=====

土地収用法（昭和26年法律第219号）第45条の2の規定により、次のとおり収用の裁決手続の開始を決定したので、公告する。

令和元年10月29日

静岡県収用委員会

1 起業者の名称

静岡県及び沼津市

2 事業の種類

東駿河湾広域都市計画都市高速鉄道事業東海旅客鉄道東海道本線

3 裁決手続の開始を決定する土地の所在、地番、地目及び地積等

静岡県沼津市

所在	地番	地目	地積 (㎡)
----	----	----	--------

		公簿	現況	公簿	実測	収用	使用
桃里字上原	243番8	畑	畑	56	56.41	注 1.13	—

(注) 裁決手続の開始を決定する土地の区域は一筆の土地の一部であり、その区域は別添図面（図面省略）のとおりである。

- 4 土地所有者の氏名及び住所
長橋 洋美 静岡県沼津市植田291番地の1
- 5 土地に関して権利を有する関係人の氏名、住所及びその権利の種類
なし
- 6 裁決手続の開始を決定した年月日
令和元年10月24日